

新型コロナウイルス感染症への対応を想定した4月臨時会の議会運営について

1 基本的考え方について

- 全国的な感染拡大が続く中、県内でも変異株による感染事例も複数確認されるなど、今後の感染拡大も懸念されており、検査体制の拡充など対策を強化しているところである。
- 県議会としても、本臨時会における本会議及び常任委員会において、「3密（密集、密接、密閉）」を回避すべく、出席議員の調整を行うなど、引き続き感染防止策を徹底する必要がある。

2 本会議の運営について

(1) 会派代表質疑時における出席議員の調整

- 本会議の定足数（31/62（議員定数の半数以上の出席））を満たすことを前提に、会派代表質疑における出席議員を半数程度に調整する。
- 会派代表質疑を前半パート（自民）、後半パート（県民フォーラム、公明、共産）に分け、質疑の前・中ほどで暫時休憩をとり、議員の入れ替えのため入退室を行う。
- 退席する議員は、各会派の議員控室等においてモニター等を視聴する。
- 会議前段の知事提出議案説明まで、及び後段の委員長報告以降は全議員が出席する。
- 執行部においても、会派代表質疑時は答弁に関する出席説明者のみが出席する。

【4月28日の本会議】

開会 ～ 知事提出議案説明	全議員出席
（暫時休憩（半数程度退室））	
会派代表による質疑【前半】	出席議員半数程度
（暫時休憩（出席議員入替））	
会派代表による質疑【後半】	出席議員半数程度
（暫時休憩（常任委員会開催））	
再開、委員長報告 ～ 閉会	全議員出席

(2) 傍聴等

- 本会議場の演壇に、飛沫感染防止のためのアクリル板を設置することから、発言の際は、マスクを外して差し支えないこととする。
- マスク着用や手洗い等を徹底の上、傍聴席は間隔を空けて設ける。
(傍聴席300席 ⇒ 概ね50席)

3 常任委員会の運営について

(1) 委員会の開催方法

- 付託案件に限定して審査する。
- 密集状態を緩和するため、出席説明者は議題に関係する部・課長等に限定するとともに、次のとおり特別委員会室等を使用し開催する。

開催日	4月28日(水)
会場	
決算特別委員会室	総務企画委員会
特別委員会室1	防災環境産業委員会
特別委員会室2	保健福祉医療委員会
営業戦略農林水産委員会室	営業戦略農林水産委員会

※土木企業立地推進及び文教警察委員会は、付託案件がない予定。

(2) 記者・傍聴者への感染防止策

- 傍聴については、極力ご遠慮いただくが、希望する場合は発熱がないこと等を確認の上、マスク着用や咳エチケットを依頼する。
- 連絡が取れるよう、氏名・電話番号等を把握する（報道関係者は受付名簿を用意）。
- 傍聴者席は13席→6席にして間隔をあける（HPで周知）。